

第24回熊本地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成23年5月25日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 熊本地方裁判所裁判員候補者待合室

3 出席者

(委 員) 大島 透, 岡本哲人, 小田幸生, 北岡宏二郎, 工藤勇参, 蔵野信也, 高山悦子, 立石邦子, 中島 広, 中村信二, 難波孝一(委員長), 山崎広道, 山根隆明(五十音順)

(参列者) 事務局長, 事務局次長, 熊本検察審査会事務局長, 八代検察審査会事務局長

(庶 務) 総務課長, 庶務係長(書記)

第2 議事概要

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 新任委員の紹介

4 意見交換

※ 意見交換に先立ち, ビデオ「検察審査員」を視聴し, ①熊本検察審査会事務局長が, ①リーフレット「検察審査会 Q&A」による補足について, ②全国及び熊本の事件数の動向について, ③裁判員裁判制度と検察審査制度との相違点について, 八代検察審査会事務局長が, ④管轄について, ⑤八代検察審査会における特徴や工夫例などについて, それぞれ説明した。

主な意見は次のとおり

地裁委員: 私的なことではありますが, 以前私の妹が候補者に選ばれたことがありました, 今回の検察審査会というテーマには, 若干親しみを持っておりました。

検察審査会法も改正されたということですが、改正に当たっては、裁判員裁判制度の導入とリンクしているようにも聞いていますが、背景事情等について教えてください。

地裁委員： 検察審査会法の主な改正点として、検察審査会が起訴相当の議決を2回繰り返されると起訴が強制される、という拘束力を持たせたという点にあるかと思われますが、その背景としては、やはり司法制度改革の影響と言われています。

国民の司法参加、つまり、司法に国民の常識的な考え方とか、国民の感覚を司法の判断に採り入れていく、という流れの中で、まず刑事案件から採り入れられたのが、裁判員裁判であり、もう一つ、これまでにも司法に国民の意見を取り入れてきた制度として検察審査会制度があったものですから、これについても権限を強化していくこう、という流れで司法改革、国民の十分な理解の基盤に立った力強い司法、国民に身近で、国民の感覚を取り入れた司法、そういうよりよい司法への改革の一環だと思われます。

裁判所： 今、言われたように、司法制度改革というのは、国民の司法への参加というのが大きなスローガンとなっていて、刑事の分野においてはそれが、裁判員裁判であり、検察審査会についても、起訴相当を2回すれば、これは強制的に起訴というように権限強化、国民の声を司法手続に反映させるという一環ではないでしょうか。

他方、民事の分野では、国民の司法への参加ということでは、前回の地方裁判所委員会で取り上げました、個別労働関係民事紛争事件について、民間から選ばれた、労働者側、使用者側の各労働審判員と裁判官との3人で構成する労働審判委員会で解決を図る労働審判制度があります。

地裁委員： 「起訴相当」と「不起訴不当」との違いがよく分かりません。リーフレットでも「起訴相当の議決」の説明のところで、「検察官の不起訴処

分は間違っている。」となっていて、他方「不起訴不当の議決」の説明のところで、「検察官の不起訴処分は納得できない。」となっています。

結局のところ、この両者の違いは、「間違っている。」と「納得できない。」という、言葉の強さの違いでしょうか。

裁判所： 「起訴相当」という場合、手元にある証拠からだけでも「これは当然に検察官は起訴すべきだ。だから、この不起訴処分というのは間違っているから、何もしなくても、検察官は起訴してください。」というものです。

ところが、「不起訴不当」というのは、手元の証拠からいうと、もっと調べたらこれは起訴になるかも知れないし、もっと調べたら不起訴でいいかも知れない。このままだと、ちょっとどっちになるかわからないから、もうちょっと調べて、その上できちんと起訴するか、不起訴にするか決めたらいかがでしょうかというものです。すなわち、今手元にある証拠からだけ見た場合の心証の度合いの違いではないでしょうか。

地裁委員： 不起訴不当の議決があった場合に、検察官としては改めて捜査をするのですか。

地裁委員： 起訴相当、不起訴不当のいずれにしましても、直ちに捜査をします。その場合には、不起訴処分をした検察官ではない検察官、できればより先輩格の検察官を指名するようにしています。

捜査というのは、もう一度全体を見直して、必要な、あるいは不足している証拠については更に収集するということです。

通常、不起訴不当の場合、捜査不十分というイメージですから、議決書にも「誰々さんの話を聴いていない。」とか、「この点についての証拠が足りないのではないか。」という趣旨のご指摘があります。そういうご指摘に対して一つ一つ捜査を補充した上で再度判断をする、ということです。

地裁委員： 檢察審査会が不起訴不当として判断したものについて、検察庁が更に不起訴と判断したものに対して、改めて検察審査会に申し立てることはできますか。

裁判所： 同じ理由で不起訴となった場合には、再度の申立てはできません。

地裁委員： 一事不再理の原則が働くからだと思います。

地裁委員： 檢察審査会議において議決したものに対して、検察庁のした判断の結果というのは、各検察審査員に通知されるのでしょうか。

裁判所： 結果について検察庁から検察審査会に通知されます。

ただ、当該議決をした審査員の任期中に結果が通知されてくることはあまりないのではないでしょうか。審査員の任期が6か月であるためです。

地裁委員： 審査員が個別に検察庁に対し、結果について直接尋ねることはできないのでしょうか。

例えば、不起訴になった理由や、不起訴になった判断の資料としてどのような証拠に基づいて判断がなされたのか、など審査に立ち会った審査員であれば、その結果について、知りたいと思うのではないでしようか。

裁判所： 檢察審査会の議決を受けて、検察庁が再度判断した結果のみについて、検察庁から検察審査会に対して通知があります。検察庁から当該議決をした審査員に対して個別に通知はしません。検察審査会からも、審査員であった方に対して個別の結果通知は行っていません。

地裁委員： 社会的耳目を引く事案であれば、たまに報道されることがあります。

地裁委員： 檢察審査会に通知された結果について、検察審査会はどうやって広報しているのでしょうか。

以前、記者として、他県で裁判所を担当していた際、裁判所の掲示板に結果が掲示されていました。注意して見ていないと掲示されたことも

分からぬし、掲示された結果だけでは、どういった事案なのかも分からない。例えば、炭鉱事故のような大きな事故で何十人も死亡者が出て、業務上過失致死罪などに問われているものについては、検察庁もマスコミが強い関心を寄せているのが分かるので、検察庁から結果について発表してくれることはありました。一方、交通事故のような事案については、先ほど言ったように結果が掲示板に掲示されるだけですから、よほど注意していなければ結果が分かりませんから、そもそも検察審査会に注目することがないのではないでしょうか。

そもそも不起訴不当、あるいは起訴相当というのは件数的に非常に少ないため、珍しいからこそ記者としては、記事にしたいと考えるわけです。そういう観点から広報面を見ると、これは広報したくないのかな、と思われるくらい消極的に感じています。ただ、掲示板に掲示されるというだけですから。

今回、検察審査会がテーマということで、以前配信された記事がありましたので、紹介します。「交通死亡事故で不起訴不当 熊本検察審査会」という見出いで、「熊本検察審査会は6日までに2006年トラックを乗用車に衝突させ、死傷者を出したとして、業務上過失致死傷容疑で送検されたトラック運転手を不起訴とした、熊本地検山鹿支部の処分を不当と議決した。」という記事がありました。この「6日までに」というのは、「5月6日までに」ということなんですが、しかし、この記事には「議決は4月14日付け」とあります。つまり、4月14日に議決したものが、掲示板に掲示されたものの、この記事を書いた記者は、5月6日になるまで、気がつかない、その他の記者も誰も気がつかないで、2週間以上放置されて、ある日記者が掲示板を見ると「あれ、不起訴不当になってるじゃないか」ということで記事にしたんだと思うんですけども、結論が気づかれないような形で出されているのではないで

しょうか。

裁判所：このタイムラグは、14日に議決されて、その内容の文書は後から作成されることによるものですかね。その経過について説明してください。

裁判所：先程の事案は、14日に議決して、議決書が完成したのが、28日でした。ゴールデンウィークの連休の関係で掲示板には5月2日掲示されました。

なお、掲示板には、起訴相当、不起訴不当、不起訴相当の全ての議決の結果を掲示しています。

裁判所：7日間掲示場に議決の要旨を掲示することが、法律上規定されています。

地裁委員：じゃあ、7日間見ないと消えちゃうことになるわけですね。取材も何もできませんよね。

ただ、結果については、検察審査会に聴きに行けば教えてもらえるのですか。先程の事案は、記事になってるくらいだから、検察審査会が取材に応じたのではないですか。

裁判所：私の知る限りでは、この件で検察審査会への取材の申込みはあっていません。考えられるのは、代理人弁護士が付いていた事案でしたので、そちらに取材されたのかも知れません。

地裁委員：掲示という手段について言えば、検察審査会固有の問題ではなくて、他にも裁判所の公告等の手段として、掲示板に掲示する、昔と状況は大分違いますが、まだ、こういう制度になっている、ということではないでしょうか。

一方で、不起訴になった人の古傷だとか、検察庁では不起訴とされたものが、検察審査会で起訴相当だとされて、名前とかがどんどん出てくる、取材との兼ね合いもあって、難しい問題があると考えられると思います。

地裁委員： 檢察審査会から、不起訴不当や起訴相当だとかの議決が送付されるということですが、これは、検察官にとってはかなりプレッシャーになるのではないかですか。

地裁委員： 檢察審査会は、検察官にとって、あたかも目の上のたんこぶのような存在だと思っているように思われているかも知れませんが、実際には特別な感情を持っていません。

検察庁の判断について、それが一般に国民から納得が得られるものであるか、という観点から、国民の代表者としての検察審査会の存在について、意識はしています。

検察審査会から不起訴不当、起訴相当ということで、検察庁に議決書が送付されなければ、それは謙虚に受け止め、再捜査することになりますが、検察庁の判断が、国民から納得が得られるものか、という点については、特に不起訴処分を伴うような場合には、常日頃から念頭に置いて判断をしていることから、特段プレッシャーを感じるようなことはありません。

地裁委員： 全国の資料で第一段階の審査の結果が記載されていますが、同様に、起訴相当の議決に対しての第二段階の審査結果についても資料がありますか。というのも、第二段階の審査の結果があれば、一般市民の判断と、法律の専門家との間の考え方についてどれくらい乖離があるのか分かるような気がするのですが。

裁判所： 全国的な統計としては出されていないようです。

裁判所： 熊本では、平成19年から同22年までの間に、熊本検察審査会で不起訴不当の議決をしたのが9件あり、そのうち起訴されたのは2件で、そのうち、1件は略式起訴で、もう1件は通常起訴されたけれども、無罪ということで確定しています。

地裁委員： 全国的にはこのような統計は取っていないのですか。

裁判所： 現段階では、全国的な統計としてはないようです。

地裁委員： せっかくこういうご意見が出ているわけなので、何らかの形で公表されるようにしてもらうよう努力されたい。

裁判所： 檢察審査会で不起訴が不当だ、といって、その後検察庁の方でさらに捜査等を行った上で、また不起訴になった場合と、あるいは起訴になった場合、起訴になった場合にその後どういう経過になっているのか、そのあたりの統計はあるのかという御質問ですね。

地裁委員： 起訴相当、不起訴不当を含めて、その後の結果はどうかということですが、つまり検察審査会が有用なものなのか、せっかく市民が時間を割いて参加して議決したのに、その結果がどれほど生かされているのか、こういった統計があれば、検察審査会が結構役に立ってるんだな、とか分かると思うのですが。

裁判所： 今のご趣旨であれば、少なくとも熊本では統計を取っていて、その結果は平成19年から同22年までについて、先ほど申し上げたとおりですが、そういう全国的な統計があるのかどうか、については調べてみて、あればお知らせするようにしたいと思います。

地裁委員： 第二段階の審査のところで、起訴議決をするときは、「あらかじめ検察官の意見を聴かなければなりません。」とありますが、具体的にはどのようなことを検察官から聞くことになるのでしょうか。

地裁委員： 熊本ではこの第二段階での起訴議決は、まだ行われたことはありませんが、元々検察審査会法で、検察官は、「検察審査会の要求があるときは、会議に出席して意見を述べなければならない。」とされています。
ところが、この第二段階の起訴議決には強制力が働くことから、起訴相当の議決をするに当たっては、検察官の考えをしっかりと把握した上で、なされるべきということだと思われます。

ですから、事実認定に関する意見、法律適用に関する意見などを聴取

されるものと考えています。

地裁委員： 檢察審査員の選定手続についてですが、先ほどの説明によると、審査員の年齢の幅は広くなるようなお話でしたが、政治家の小沢さんの事件では、審査員の年齢がマスコミの報道によると、平均年齢が三十歳台と随分若い方に偏っていたような報道がなされていたようです。実際にはどうなんでしょうか。

裁判所： 個別の事件については、承知しておりませんが、熊本で実際に選定された方を拝見すると、年齢的にはかなりバラエティに富んでいて、若い方もおられます、年配の方もかなり多くいらっしゃいます。

選定に当たっては、くじで行いますから、作為は絶対にありません。

地裁委員： くじについては、今ではパソコンでやってますよね。従前はガラガラを引いて、検察庁の職員や市町村役場の代表の方も立ち会っていました。

地裁委員： 小沢さんの事案でも、検察審査会で二度目の起訴議決をしたということだけで、皆には、いわゆる「クロ」のイメージがついてしまっているので、この点は裁判所としても、マスコミとしても正していかないといけないんじゃないかなと思っています。二度目の起訴議決といつても、もう一度裁判をやります、というだけのことなのに、検察審査会制度をよく知らない人は、「二回も議決をして裁判をすることになった。これは絶対悪いやつだ。」というような、イメージがついてしまっているような気がします。まるで見せしめみたいなイメージがあると思います。

裁判所： マスコミの報道でも、別に「クロ」と言ってるわけではないように思います。普通の刑事裁判にしても検察庁の方で公訴提起されても有罪になるかどうかはまだ、分からぬ状況であるわけですから。検察審査会にしても、裁判所にしても、そういう色づけは全くしていません。

地裁委員： 小沢さんの場合、一般の人とマスコミの扱いが違うのは、刑事責任の

問題とは別に政治的な責任の問題があって、それが、マスコミとしてはそれらを切り分けて考えているんですが、総体的な印象としては、その区別が分かりにくいことがあると思います。

当然、刑事責任においては、推定無罪が働くところですが、政治家の場合には、政治的責任の面での責任はやはりあると思われることから、その点は、普通の人とは異なる点ではないかと思います。

地裁委員： 檢察審査会について、一般の国民はまだまだ知られていないので、今回の小沢さんの問題があって、随分知られるようになったと思います。

それと、もう少し、威厳のあるところがチェックしているような感覚なんですが、実際は、全くの素人がくじで選ばれて感覚的に判断していることなんですね。

裁判所： 感覚と言うより、常識というんでしょうか。検察庁から出された証拠を常識に基づいて、自分ならどう考えるか、ということで判断していると思います。

地裁委員： 檢察庁が集めた証拠は全て検察審査会に提出しています。その中には、マスコミの方や一般の方が知らない証拠もあります。それも含めて検討されている前提があります。それを踏まえて一般の方が常識的に判断されているので、単に感覚的や感情的との評価は当たらないと思います。

その結果、不起訴不当、起訴相当の事件のうち、もちろん再度不起訴が結局多いけれども、かなりの数の事件について起訴され、有罪となっている、証拠に基づいて、検察審査会が、不起訴がおかしいと判断したものについて、検察官もそうだと判断して起訴し、裁判所もそのとおりだと判断したという例の蓄積が、意見交換に先立って説明のあった申立てのあった15万件のうちの1,400件あったということですから、それは意味のあるもので、決して感覚的や感情的なものではないと言えるのではないでしょうか。

そういう経緯もあって、裁判員裁判もやれるだろうという議論がなされてきて、裁判員裁判が実現している、ということでしょう。

地裁委員： 檢察審査会をまったく誤解しておりました。証拠を全部見られてることは知りませんでした。

裁判所： 檢察審査員経験者の座談会に参加すると、証拠や記録を読むのに時間がかかるとよく言われます。その負担を軽減する意味で、検察審査会事務局の方で、登場人物についての説明図や時系列表などを提供して、検察審査員の方が、理解を早めるのをお手伝いをしているわけです。

地裁委員： 檢察審査員は裁判資料を見られて判断されているわけですね。誤解していました。

裁判所： 先程留保になっていた第二段階での統計の関係ですが、起訴相当、不起訴不当のそれぞれの事件がどうなったかというものではありませんが、検察審査会で起訴相当、不起訴不当事件のその後の検察庁での扱いとしては、起訴になったものが8.5パーセント、そのまま不起訴維持となったものが91.5パーセントと、約9パーセントくらいが起訴に至ったということです。

裁判所： まだまだ、議論のつきないところですが、検察審査会についてはこの程度にしまして、次回ですが、まず期日は、毎回水曜日に開催されていますので、11月の16日か30日当たりになりそうですが、差し支え等はありませんか。

地裁委員： もし、他の方に差し支えがないようでしたら、11月30日の方が都合が良いのですが。

裁判所： 他に差し支えがないようですから、次回の期日は11月30日（水）とします。次にテーマについてですが、ご希望はありませんでしょうか。

地裁委員： 皆さんに特に御意見がなければ一つ提案があります。

他の裁判所における地方裁判所委員会の意見交換テーマを見ると、府

舎の建て替えがあった際に、新庁舎を見学していただいた上で、利用者の目線から、裁判所の利用しやすさについての意見をいただいている事案があるようです。

熊本でも、八代支部で新庁舎が先般完成しまして、執務を開始したところです。八代支部でも各種の事務を取り扱っておりますので、新しい裁判所の施設を見ていただきながら、使い勝手等について御意見をいただけたら、と考えますが、いかがでしょうか。

裁 判 所： 他に御意見がないようでしたら、八代支部で庁舎を見学いただきながら、八代支部の事務についてや新庁舎の使い勝手はどうか等をテーマとして意見交換させていただくことでよろしいでしょうか。

地裁委員： 了解します。

裁 判 所： それでは、本日の地方裁判所委員会はこれで終了させていただきます。
ありがとうございました。